

指定統計 第10号 工業調査票 甲



Table with columns for industry types (1-7) and a total column (8). Includes a sub-table for '製造品' (Manufactured Goods) with '区' (District) and '分' (Division) categories.

Main form sections 1-12: 1. 事業所名, 2. 事業所所在地, 3. 本社または本店名, 4. 本社または本店所在地, 5. 公称資本金額, 6. 兼営の有無, 7. 経営組織, 8. 従業員数, 9. 月別常用労働者数, 10. 現金給与総額, 11. 原材料, 燃料および電力の使用額, 12. 10と11の合計金額.

Sections 13-15: 13. 製造品, 原材料および燃料の在庫額, 14. 有形固定資産の取得額, 15. 有形固定資産の減価償却額.

Section 16: 主要原材料名, 17. 製造品の出荷額, 在庫額等.

Table for Section 17: 製造品の出荷額, 在庫額等. Columns include '製造品名', '数量', '金額'.

Table for Section 18: 18. 内国消費税額, 19. 17へから18を差し引いた金額.

Table for Section 16: 主要原材料名, 17. 製造品の出荷額, 在庫額等. Columns include '区', '分', '金額'.

Table for Section 17: 製造品の出荷額, 在庫額等. Columns include '区', '分', '金額'.

Table for Section 20: 転売品販売価額および仕入価額. Columns include '区', '分', '金額'.

Table for Section 21: 指定品目の自己消費量. Columns include '区', '分', '金額'.

Footer section with fields for '調査票番号', '町', '村', '支店', '市町村', '調査員', '調査日', '本票について照会を受けた場合'.

通商産業省

Vertical text on the left margin: 1. この調査は、工業統計法に基づき、事業所長等が作成するものである。2. 工業統計法に基づき、事業所長等が作成するものである。...

# 工業統計調査について

工業統計調査（指定統計第10号）は、わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するため、明治42年12月1日から実施されて以来、その統計結果は、工業統計表（工業統計表）として発表され、広く各方面で利用されています。

- 調査の種類は、甲調査、乙調査および丙調査の3種類です。
- 1 甲調査は、従業員4人以上の事業所（製造、加工または修理を行っている本社または本店を除く。）を対象とするものです。
  - 2 乙調査は、従業員3人以下の事業所（製造、加工または修理を行っている本社または本店を除く。）を対象とするものです。
  - 3 丙調査は、事業所2人以上を経営する企業の本社または本店を対象とするものです。

## 記入注意

- (1) 調査期間は、昭和31年1月1日から12月31日までとなっている事項については、昭和31年12月の末日にもつとも近い帳簿締切日（会計年度の決算期日）でありませぬ。からさかほつて1年間（例えば、毎月帳簿締切日が25日の場合は、昭和31年12月26日から昭和31年12月25日まで）の事実について記入してもさしつかえありません。
- (2) 調査票には、青インクまたは黒インクを用いてはつきりと記入して下さい。
- (3) 数字は、必ず1、2、3のようなアラビア数字を用いて記入して下さい。
- (4) 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。ただし、5毫の貨幣金額または出資金額は、万円未満を切り捨てて記入して下さい。取当事項のない欄には、必ず0を記入して下さい。
- (5) 17イ品目別製造品出荷額、17イ品目別製造品在庫額、17ハ加工費収入額および21 雑貨品目の自己消費量の記入にあつて、調査票の欄に書きつくらないときは、補助紙を用いて下さい。この場合、調査票には「補助紙につづき」、「以下別紙」などの字句を記入するとともに、補助紙に、必ず事業所の名を附記して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも、計のあるものについては、補助紙でも、必ず調査票のきまつた欄に記入して下さい。

### 調査事項の説明

- 1 事業所名 3 本社または本店名  
商号その他事業上用いている名称を記入して下さい。定まつた名称のない場合は、事業主の氏名を記入して下さい。  
同一工場を2以上の事業所に分別して別々に申告する場合は、それぞれ別の欄名等を記入して下さい。
- 2 事業所所在地 4 本社または本店所在地  
都道府県名以下番地まで記入して下さい。
- 3 全従業員数または出資金額（会社に限る。）  
昭和31年12月31日現在で、登記されている「資本の額」または「出資の額」を、万円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- 4 経営組織  
① 組合とは、法人格を持った組合をいいます。したがって、法人格を持たない匿名組合などは、個人に含めて下さい。
- 5 従業員数  
常用労働者であつても、長期欠勤者等で、この月において如何なる給与も算定されなかつた者は、常用労働者に含めないとして下さい。イ常用労働者については、昭和31年2月31日（またはこれにもつとも近い締切日、例えば、12月25日）現在の在籍者を職員と労働者に区分して記入して下さい。  
職員とは、常用労働者のうち、技術的、管理的、専門的および書記的職務に従事する者をいいます。  
労働者とは、常用労働者のうち、職員以外のすべての常用労働者をいいます。例えば、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者を含みます。  
また、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、期方なども労働者に含めて下さい。  
会社または団体の役員であつても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その従事する職務に従つて、職員または労働者に含めて下さい。  
役員と労働者の職務を兼ねている者は、その勤務した時間の長短に従つて、職員または労働者のいずれかに含めて下さい。  
口個人事業主および家族従業員には、個人事業主でも実務にたずさわつていない者および事業主の家族で、手元による程度のものは、含めないとして下さい。また、個人事業主の家族で常時従事する者が、普通の給料、資金を支給されている場合は、イ常用労働者に含めて下さい。
- 6 月別常用労働者（職員および労働者）数

昭和31年1月から12月までの各月の末日（または、これにもつとも近い給与締切日、例えば毎月25日）現在の常用労働者（記入注意8イ常用労働者の項参照）数を記入して下さい。したがって、本項の12月末日の数は、8従業員数の職員と労働者の計に一致しなければなりません。

- 10 現金給与総額  
現金給与総額には、所得税、保険料、組合費等を差し引かぬ前の、いわゆる税引前の金額を記入して下さい。  
い、いわゆる税引前の金額を記入して下さい。  
イのうち、まずつて支給する給与とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によつて、あらかじめ定められた給与と条件、算定方法によつて算定された基本給（月給、日給、時間給等）および諸手当（家族手当、年令給、勤続給、地域給、能率給、積立手当、職務手当、特殊作業手当、超過勤務手当、物価手当、通勤手当、有給休暇手当、休業手当等）をいいます。これらについては、実際に支払われた金額および支払うべき金額（昭和31年1年間分）として算定された金額を記入して下さい。  
また、特別に支払われた給与とは、一時的、突発的経路に基いてきまつて支給する給与のほか支払われた突發賞金、延年賞金、期末賞金、結婚手当等をい、これらについては、昭和31年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。  
ロその他の給与総額には、常用労働者に含まれない臨時および日雇の労働者に対するすべての現金給与と常用労働者に対するイ以外のすべての現金給与（退職金、解雇予告手当、退職賞与等）を、昭和31年1年間に実際に支払われた金額によつて記入して下さい。
- 11 原材料、燃費および電力の使用額ならびに委託生産費  
イ 原材料使用額および燃料使用額とは、この事業所が他から購入した原材料および燃料の昭和31年1年間の使用額を記入して下さい。同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農産物、林業、水産物、鉱業などの原始産業活動によつて自家取得したものを使用する、見積りによつて含めて下さい。したがつて、他の企業から支給されたもの（例えば、賃借工場が給油物を製錬し、これに対して加工賃を受け取つた場合の給油物）の使用額は含めないとして下さい。  
ロ また、購入原材料を使用して、ある中間製品を合作（例えば、原稿を製本をさらに製造、加工のために使用した合作）として、原稿を購入して製本を作り、これを給油物に使用した場合、あるいは、購入した給油物を下請工場に支給して給油物を製煉する、その給油物を製煉して衣服を作つた場合などは、はじめの原材料（この場合は原稿あるいは給油物）の使用額は含めないとして下さい。なお、この中間製品は21 雑貨品目の自己消費量に記入して下さい。
- イ 原材料使用額には、燃料以外のすべての製造、加工用の原材料を含めて下さい。工場用燃料の材料、前掲品目の、工場用、自動車、積載の小修理に用いた材料、耐用年数1年以上の工具、器具および備品、機械油その他の作業用および事務用の消耗品などが含まれます。また、この事業所の建築物の新築、増築、修繕などは設備の新設、拡張などのために使用された原材料のうち、固定資産勘定に計上すべきものは、これに含めないとして下さい。
- (4) 燃料、燃料として使用される物質等、原材料として使用された場合（例えば、コークス製造用の石灰、ゴム溶剤に用いられた石油など）は、燃料使用額に含めないと、イ 原材料使用額に含めて下さい。
- (5) 同一企業に属する2以上の工場に設置している自家火力発電所の使用した石灰、石油等は、昭和31年1年間に製造品出荷額のもつとも多かつた事業所を一括して燃料使用額に含めて下さい。
- (6) ハ電力使用額（灯台等）には、従来型の購入電力と定期調の電力をあわせて使用した場合は、キロワット時単位には従来型による使用キロワット時のみを、金額単位には、これに対する電力料金と定期調の電力料金との合計金額を記入して下さい。  
同一企業に属する2以上の工場に設置している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、その販売電力は、昭和31年1年間に製造品出荷額のもつとも多い事業所において17イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。
- (7) 委託生産費には、昭和31年1年間に、原材料を他の企業の工場などに支給して、販売用の製品や部品の製造を委託した場合、あるいは、自工場の中間製品などに対する加工、処理などの仕事を他の企業の工場などに委託した場合、これらに対して支払つた加工賃および支払うべき加工費の金額を記入して下さい。  
原材料を支給しないに他は依頼して製造した、いわゆる注文製造品の品価をこの項に含めてはなりません。
- 12 製造品、原材料および燃料の在庫額ならびに半製品および仕掛品目  
(1) この事業所の所有に属する製造品（副産物を含む。）、原材料および燃料の在庫額ならびに半製品および仕掛品目を、それぞれ帳簿締切日によつて記入して下さい。帳簿価額よりも低いときは、それぞれ年初および年末の見積り値によつて記入して下さい。
- (2) 下請加工のために他から支給された原材料および下請加工した製造品の在庫は含めないとして下さい。
- 14 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額  
イ 取得額  
(1) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れあるいは建設仮定期からの譲渡は、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは譲渡の際の評価額を、その資産が新調のものか中古のものかによつて区分して記入して下さい。  
この事業所が使用するのために、外国から直接に輸入したものの（貿易業者等を通じて輸入したものを含む。）、は、中古のものでも新規のものともみなして下さい。  
(2) 建設または自家製作は、その資産の取得の際の評価額によつて記入して下さい。  
(3) 増設、改修、増設等によつて既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入して下さい。  
ロ 減価償却額  
イ 減価償却による固定資産の帳簿価額の増加は、記入しないして下さい。  
ロ 帳簿価額よりも低いときは、購入価額または見積り値によつて記入して下さい。
- (2) 除却額  
(1) 撤去、売却、同一企業に属する他の事業所への引渡または貸付によつて、その資産が帳簿から除却された場合は、その除却の際の帳簿価額（取得額から減価償却の累計額を差し引いた現在価額）を、また、災害等による毀滅的損失に準じてその資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。  
(2) 帳簿価額よりも低いときは、見積り値によつて記入して下さい。
- (3) 減価償却額  
昭和31年1年間に、この事業所の有形固定資産の減価償却費として計上された金額、すなわち、直接法による場合には、有形固定資産取得日より控除された金額を、また、間接法による場合には、減価償却費引当金に加えられる金額を記入して下さい。
- イ 建物および構築物  
(1) 建物には、工場および事務所の外、住宅その他の経営附属物（附外のものも含む。）ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の附属設備を含みます。  
(2) 構築物には、土庫、構架、土庫、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに、船渠、電車線等の整地（減価償却の対象となるものに限る。）を含みます。附外のものも含みます。
- ロ 機械および装置  
(1) 原動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤ、ホスト、起重機（船舶に附属するものを除く。）等の搬送装置、その他の附属設備も含めて下さい。  
(2) 熔鉱炉、煉瓦窯、分溶塔等物理または化学的変化を加える固定設備を含めて下さい。
- ハ 船舶、車輦、運搬具および耐用年数1年以上の工具、器具、備品  
(1) 船舶および水上運搬具ならびに鉄道車輛、自動車、その他陸上運搬具（牽引用馬および牛を含む。）を含めて下さい。  
(2) 工具、器具、備品等は耐用年数1年以上で1万円以上のものに限りませぬ。  
土地には、工場および事務所の敷地のほか、住宅敷地、運動場、農園等の経営附属土地（附外のものも含む。）を含めて下さい。
- 15 主要原料新名  
この欄には、例えば、綿花を購入して綿糸を作り、この綿糸から織物を作る場合は、最初購入した綿花を記入するものであつて、綿糸を記入してはなりません。また、他の工場で作られた織機用織物を購入または支給され、これに機械加工して織物の製造を行う場合は、この機械用織物を記入することになります。
- 16 作業工程  
17製造品の出荷額、在庫額に記入した製造品および加工品のうちおもなものをいふについて、この事業所の作業は、どのような作業から始まつて、どのような作業で終つていくか、段階的に説明して下さい。2種以上の製法のある製品については、そのうちいずれの製法によつていくか、また自動機械によつていくか、手作業によつていくか、...などの要点を明確に記入して下さい。例えば、織機工場では、綿花から一作業工程で織物まで作つていくか、または、糸から織物を作つていくかの区別などははつきりと記入して下さい。
- 17 製造品の出荷額、在庫額  
イ 品目別製造品出荷額  
(1) 昭和31年1年間にこの事業所から出荷された製造品（副産物ならびにこの事業所の中間製品とみられるもので出荷されたものを含む。）を品目別に記入して下さい。同一企業に属する他の事業所への引渡しは、帳簿価額よりも低いときは、それぞれ年初および年末の見積り値によつて記入して下さい。  
委託販売に出したものは、12月31日までに販売済となつてい

- ないものも含めて下さい。ただし、昭和30年内に出荷したもので昭和31年に入つて返品されたものは差し引いて下さい。  
なお、製造品を自家使用（21の(2)参照）した場合は出荷額に含めて下さい。
- (2) 価額は、内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額とし、また、割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実面によつて記入して下さい。出荷済でも販売実面の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引渡しされたものについては、見積り値によつて記入して下さい。
- ロ 品目別製造品在庫額  
(1) この事業所の所有に属する製造品（副産物を含む。）の昭和31年末現在の在庫品の品目別内訳およびその合計を帳簿価額によつて記入して下さい。帳簿価額よりも低いときは、見積り値によつて記入して下さい。  
(2) 半製品および仕掛品の各勘定に属するものおよび販売用の商品品目は含めないとして下さい。  
(注) 17イ品目別製造品出荷額と17ロ品目別製造品在庫額の記入方法について  
(1) 出荷した製造品を、工業統計調査用商品分類の製造品分類表によつて区別し、その分類表の1品目ごとに1行を用いて、分類表に掲げられた名称と製造品名欄に、その番号（6桁の数字）を番号欄に記入し、かつ、分類表の当該品目に数量単位を指定している場合に限り、その指定数量を数量単位名の欄に記入し、数量欄には、この単位による出荷数量を、価額欄にはその価額を記入して下さい。  
(2) 製造品分類表に、該当する分類品目も、例示も見当たらない製造品、または、掲げられていない分類品目または例示に該当するかどうかはわからない製造品については、しいて分類表の名称、番号によつて記入することなく、取引上用いられた商品の名を記入して、製造品の品目ごとに別行を用いて記入して下さい。この場合には、このような製造品の性質、用途に関する説明を備考欄に附記して下さい。  
(3) 製造品分類表の指定単位より異なる場合は、取引上使用している単位によつて記入してもさしつかえありません。この場合は、数量単位名の欄に、この使用単位の欄に記入し、かつ、その使用単位が、段と、箱と、袋と、個と、というように異なる場合は、この単位を指定単位に換算するよう説明を、例えば、「1個何両」、「1箱何両」のように附記して下さい。  
(4) 新聞社および出版社の広告料収入は、イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。
- ハ 加工費収入額  
(1) この調査において、加工というものは、他から支給された主要原料によつて製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品を加工して製造し、これにより加工賃を受け取つた場合に限ります。したがつて、普通に原材料と労働者を兼用する事業所でも、自己の所有に属する加工原料や製品に加工する場合は、この事業所の製造品となりますから、これらは、イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。  
(2) 加工費収入額には、同じ品目について数量別の製造業者から支給された原材料による分と、その他業者等から支給された原材料による分の両方が記入された場合でも、その両方からの加工費収入額を合算して1行に記入して下さい。
- イ その他他業者等から支給された原材料による分には、商社、問屋、百貨店、その他の業者等から支給された原材料による分のほか、官公庁、一般消費者等製造業者以外から支給された原材料による分をすべて含めて下さい。外国から支給された原材料による分も、これに含めて下さい。
- ニ 修理料収入額  
船舶の修理、航空機および航空機用原動機オーバーホールについては、工業統計調査用商品分類の製造品分類表または加工品分類表の区分に従つて、修理用の原材料の場合は、イ品目別製造品出荷額に記入し、修理料の支給を受けた場合は、ハ加工費収入額に記入することにより区分して下さい。
- ホ 製造工程から出たすずおよび廃物の出荷額  
(1) 製造工程から出たすずまたは廃物でないもの、例えば、古機、機軸等の売却代金は含めないとして下さい。  
(2) すずまたは廃物とみられるものでも、例えば、紡績の古機、製綿圧縮機のミョウロール等、工業統計調査用製造品分類表に掲げられている品目については、イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。
- 20 販売品販売価額および販売価額  
販売品販売価額は、工場出荷販売実面によつて、ロ仕入価額は、運賃諸込の購入実面によつて記入して下さい。
- 21 雑貨品目の自己消費量  
(1) 自己消費品とは、例えば、工場が購入した原稿を製本を継続し、この製本を原料として、自工場でさらに給油物を製煉し、織物として出荷する場合の給油物を自己消費品と見なします。また、賃借加工に出した場合の給油物を自己消費品に含めて下さい。  
(2) また、自工場内で製煉した給油物を現物給与として従業員に支給したか、または、自己製作機械設備をその工場内に構築し、給油物として、その製造品をその工場で最終的に使用した場合は、いわゆる自家使用であつて、これにいう自己消費ではありませんから注意して下さい。